

資料 25 京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例の施行状況 (令和元年度)

事 項	件 数
保管用地の届出の件数	0
保管用地の廃止の件数	0
勧告の件数	0
報告の徴収の件数	0
立入検査の件数	15,080
産業廃棄物処理業の許可取消し	7

※法第 14 条の 3 の 2 及び第 14 条の 6 の規定による産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し件数の推移

年度	件 数
平成 22 年度	8
平成 23 年度	10
平成 24 年度	7
平成 25 年度	17
平成 26 年度	7
平成 27 年度	10
平成 28 年度	7
平成 29 年度	14
平成 30 年度	6
令和元年度	7

- 注 1 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をいう。
 2 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視指導員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。